別表第九から別表第二十九までを別表第十から別表第三十までとし、同表の次に次の一表を加える。

別表第三十一（第六条第四項関係）〔平成27年２月までの間に法第89条第２項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の付加保険料を前納する場合〕

法第89条第２項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月										
		平成26年									平成27年	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成26年	4月	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	8月	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	9月	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	10月	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	11月	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
	12月	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
平成27年	1月	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	2月	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九（第二条第四項関係）〔平成27年２月までの間に法第89条第２項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の保険料を前納する場合〕

法第89条第２項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月										
		平成26年									平成27年	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成26年	4月	円 15,250	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	30,450	15,250	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	45,600	30,450	15,250	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	60,700	45,600	30,450	15,250	—	—	—	—	—	—	—
	8月	75,750	60,700	45,600	30,450	15,250	—	—	—	—	—	—
	9月	90,760	75,750	60,700	45,600	30,450	15,250	—	—	—	—	—
	10月	105,710	90,760	75,750	60,700	45,600	30,450	15,250	—	—	—	—
	11月	120,620	105,710	90,760	75,750	60,700	45,600	30,450	15,250	—	—	—
	12月	135,470	120,620	105,710	90,760	75,750	60,700	45,600	30,450	15,250	—	—
平成27年	1月	150,280	135,470	120,620	105,710	90,760	75,750	60,700	45,600	30,450	15,250	—
	2月	165,040	150,280	135,470	120,620	105,710	90,760	75,750	60,700	45,600	30,450	15,250

○厚生労働省告示第百四十七号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）、水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第二条第十七号ハ並びに給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）等の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第一　水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

本文中「第五十一号」を「第五十二号」に改める。

第五十一号を第五十二号とし、第二十八号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号中「第二十二号、第二十四号、第二十八号及び第二十九号」を「第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号」に改め、同号を第二十八号とし第十号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　亜硝酸態窒素　別表第十三に定める方法

別表第一の一を次のように改める。

1　試薬及び培地

(1)　精製水

(2)　チオ硫酸ナトリウム

(3)　標準寒天培地

ペプトン（カゼインのパンクレアチン水解物）５ｇ、粉末酵母エキス2.5ｇ、ブドウ糖１ｇ及び粉末寒天15ｇを精製水約900mlに加熱溶解させ、滅菌後のpH値が6.9～7.1となるように調整した後、精製水を加えて１Ｌとし、高圧蒸気滅菌したもの

別表第二の一中「1　培地」を「1　試薬及び培地」に改め、(4)を(7)とし、(1)から(3)までを(4)から(6)までとし、(4)の前に次のように加える。

(1)　精製水

(2)　チオ硫酸ナトリウム

(3)　エチルアルコール

別表第三の一中(8)を(10)とし、(1)から(7)までを(3)から(9)までとし、(3)の前に次のように加える。

(1)　精製水

測定対象成分を含まないもの

(2)　硝酸

別表第四の一(4)中「別表第３の１(8)」を「別表第３の１(10)」に改め、同(4)を同(6)とし、同(3)中「別表第３の１(7)」を「別表第３の１(9)」に改め、同(3)を同(5)とし、同(2)を同(4)とし、同(1)を同(3)とし、同(3)の前に次のように加える。

(1)　精製水

測定対象成分を含まないもの

(2)　硝酸

別表第五の一中(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、同表の一(8)中「別表第４の１(4)」を「別表第４の１(6)」に改め、同(8)を同(10)とし、同(7)中「別表第３の１(7)」を「別表第３の１(9)」に、「別表第４の１(3)」を「別表第４の１(5)」に改め、同(7)を同(9)とし、同(3)から(6)までを同(5)から(8)までとし、同(2)を同(3)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4)　硝酸

別表第五の一中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1)　精製水

測定対象成分を含まないもの